

都市計画施設(道路)の変更決定に係る説明会資料



平成24年12月
大船渡市 災害復興局 土地利用課

説明の内容

1. 道路配置の方針について
 2. 都市計画を変更する道路について
 3. 変更する道路の内容について
 4. 都市計画施設（道路）案の縦覧と意見書提出について
 5. これまでの取り組みと今後の予定について
-

1. 道路配置の方針について

幹線道路

土地区画整理事業区域内において、県道丸森権現堂線を走りやすさや道路勾配などを考慮した道路線形とし、幅員20メートルで整備します。

補助幹線道路

土地区画整理事業区域内において、茶屋前線、野々田明神前線、明神前普金線を幅員12～20メートルで整備します。

2. 都市計画を変更する道路について

岩手県が決定する道路

- (1) 大船渡日頃市線 (県道名：丸森権現堂線)
- (2) 大船渡細浦線 (//)

大船渡市が決定する道路

- (1) 茶屋前線 (市道)
- (2) 野々田明神前線 (//)
- (3) 明神前普金線 (//)
- (4) 明神前線 (//)

※路線名は、都市計画施設の名称です。

3. 変更する道路の内容について

大船渡駅周辺土地区画整理事業区域内の道路の都市計画決定の内容

岩手県決定	名称	起点	終点	変更区間の幅員	変更区間の延長
	大船渡日頃市線	茶屋前	沼川 長安寺	20m 15m	640m
	大船渡細浦線	茶屋前	細浦	20m 8~15m	935m

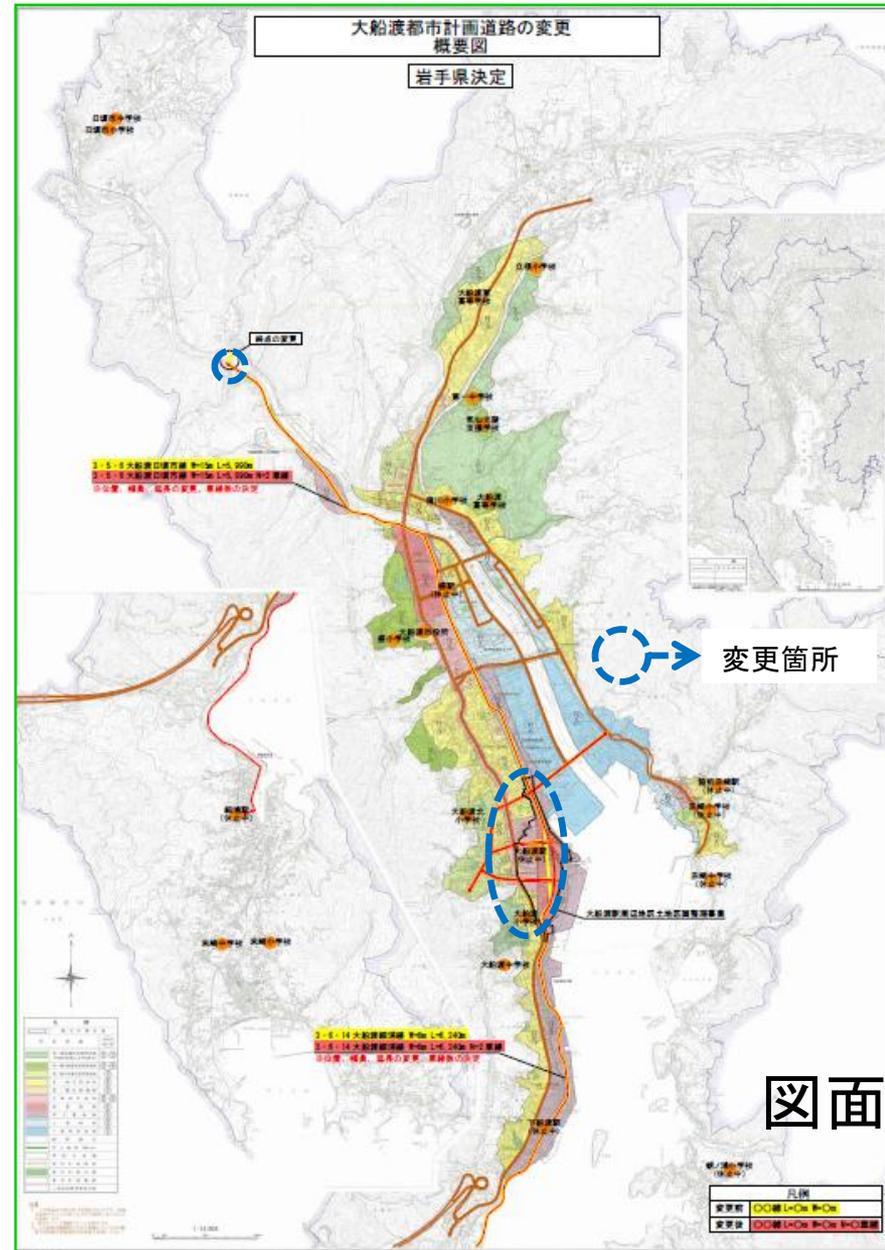
大船渡市決定	名称	起点	終点	変更区間の幅員	変更区間の延長
	茶屋前線 大船渡駅前線 大船渡駅裏線	茶屋前	茶屋前	20m	410m 150m 200m
	野々田明神前線	野々田	明神前	20m	410m
	明神前普金線 盛川川口線	明神前	普金	12~15m 11~20m	340m

赤文字：変更後

概要図 (岩手県決定分)

変更内容

- ⇒ 大船渡日頃市線終点位置の変更
現在の終点「長安寺」を「沼川」に変更します。これは、岩手開発鉄道の旅客運搬の廃止に伴い、長安寺駅への接続計画を見直したものです。
- ⇒ 車線数の決定
(大船渡日頃市線、大船渡細浦線)
都市計画法の改正により、車線数を定めることになっていますので、今回の変更に合わせて決定します。
- ⇒ 幅員、ルート変更
(大船渡日頃市線、大船渡細浦線)
大船渡駅周辺地区土地区画整理事業の実施に伴い、一部のルートと幅員を変更します。



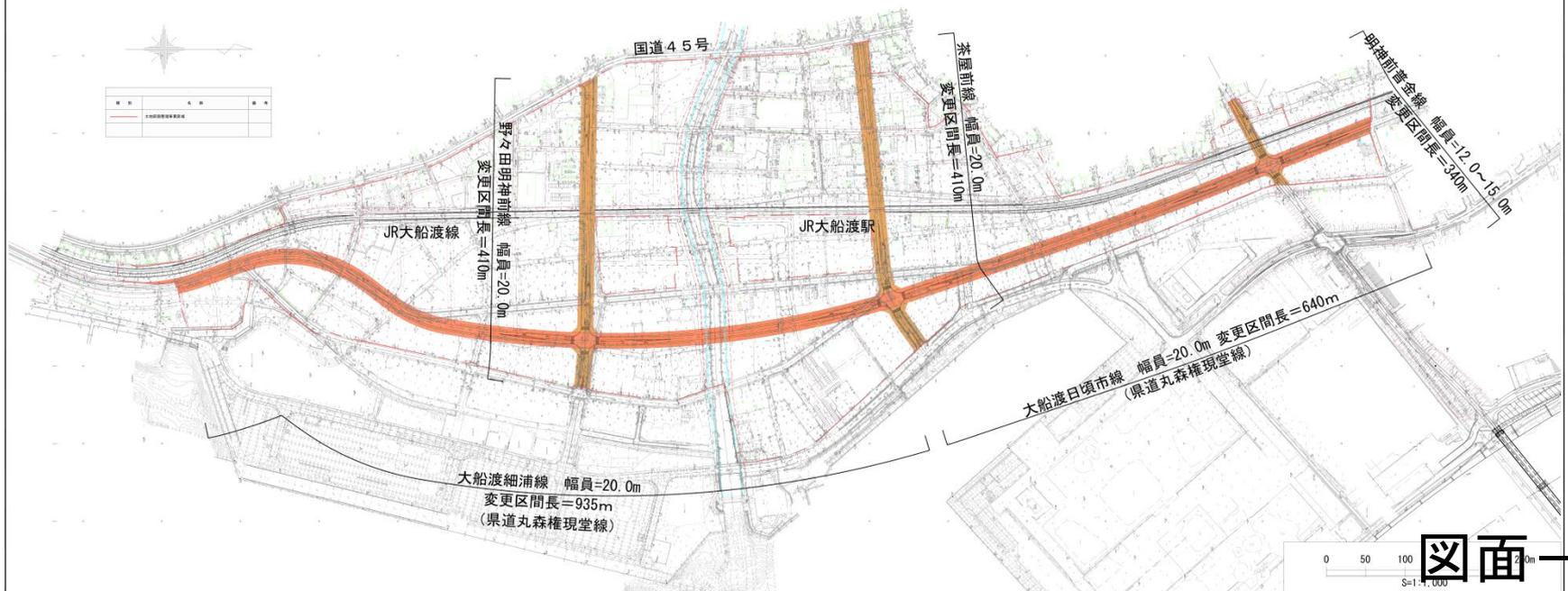
計画平面図

道路配置の方針

幹線道路 幅員20㍍
 県道丸森権現堂線を整備します。

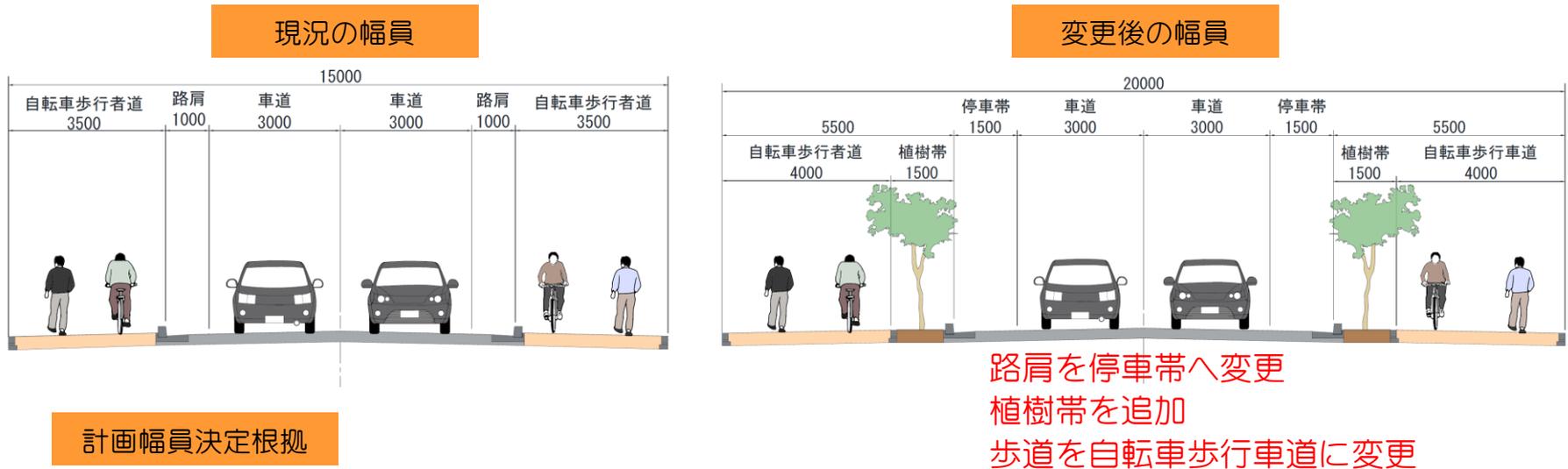
補助幹線道路 幅員20㍍～12㍍
 茶屋前線、野々田明神前線、明神前普金線を補助幹線道路とし、
 国道45号と接続する避難路として整備します。

大船渡駅周辺地区土地区画整理事業 計画平面図(案)



都市計画道路の幅員

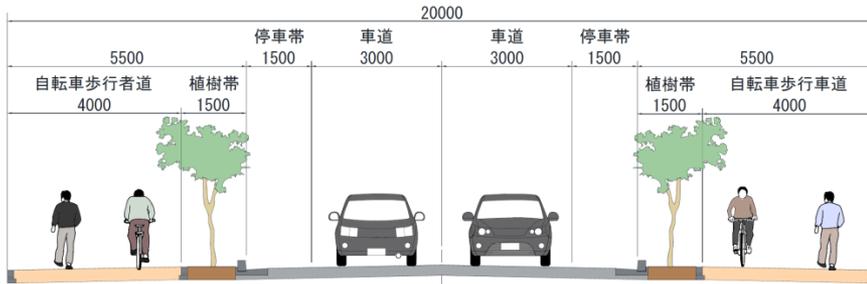
大船渡駅周辺地区土地区画整理事業区域内における都市計画道路「大船渡日頃市線」、「大船渡細浦線」は標準幅員20mとして計画しています。



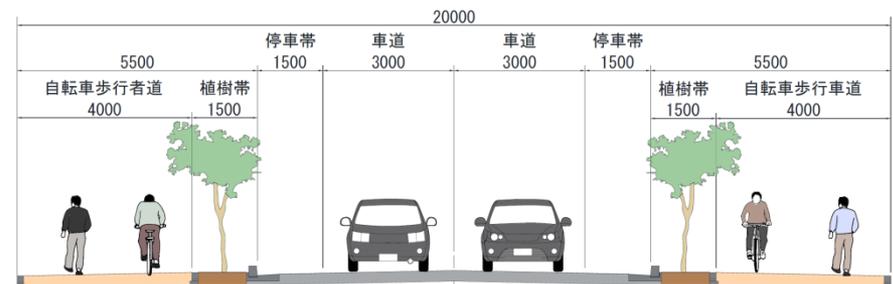
- ⇒ 車道：2車線とし、1車線の幅は3.0mとしています。
- ⇒ 駐車帯：市街地内の道路であり、乗降や荷物の積み下ろしなど短時間の停車需要を考慮し、1.5mの駐車帯を設けます。
- ⇒ 植樹帯：道路の景観向上、ヒートアイランド防止、交通騒音の低減、自動車排ガスの浄化、歩行者などの横断抑止、雨天時の水はね抑止などから、植樹帯を設けます。
- ⇒ 自転車歩行者道：自転車と歩行者が安全に通行できるようにします。

大船渡駅周辺地区土地区画整理事業区域内における都市計画道路「茶屋前線」は現況と同じく標準幅員20mとして計画しています。

現況の幅員



変更後の幅員



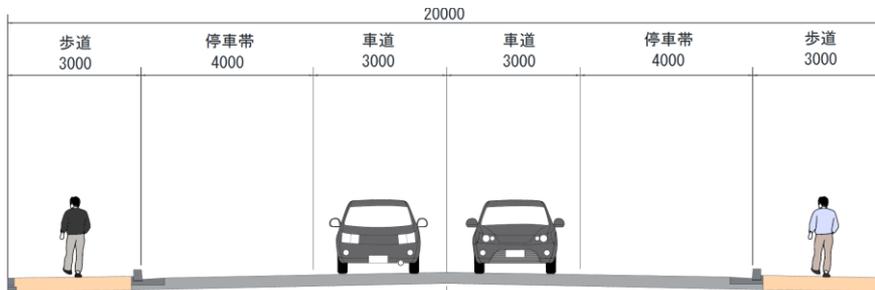
幅員構成に変更なし

計画幅員決定根拠

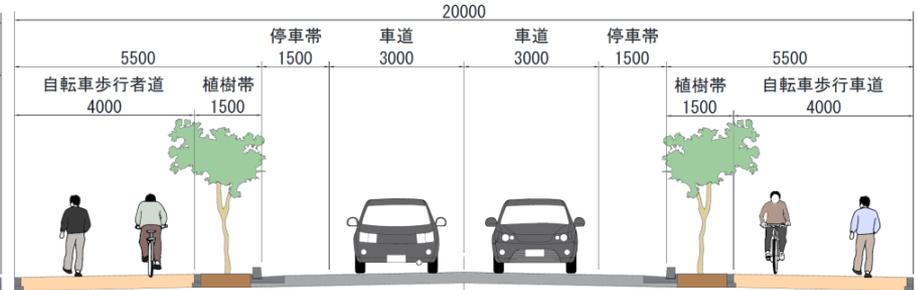
- ⇒ 車 道：2車線とし、1車線の幅は3.0mとしています。
- ⇒ 停車帯：市街地内の道路であり、乗降や荷物の積み下ろしなど短時間の停車需要を考慮し、1.5mの停車帯を設けます。
- ⇒ 植樹帯：道路の景観向上、ヒートアイランド防止、交通騒音の低減、自動車排ガスの浄化、歩行者などの横断抑止、雨天時の水はね抑止などから、植樹帯を設けます。
- ⇒ 自転車歩行者道：自転車と歩行者が安全に通行できるようにします。

大船渡駅周辺地区土地区画整理事業区域内における都市計画道路「野々田明神前線」は現況と同じく標準幅員20mとして計画しています。

現況の幅員



変更後の幅員



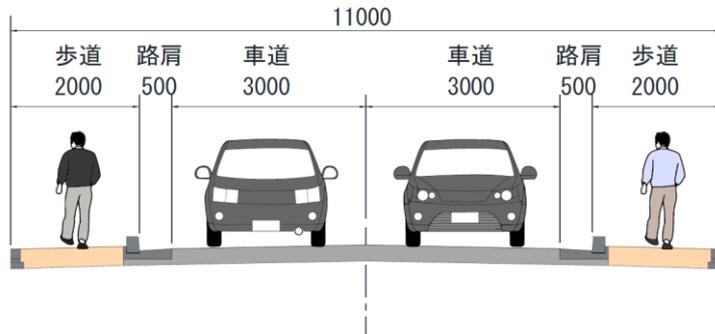
停車帯を縮小
植樹帯を追加
歩道を自転車歩行者道に変更

計画幅員決定根拠

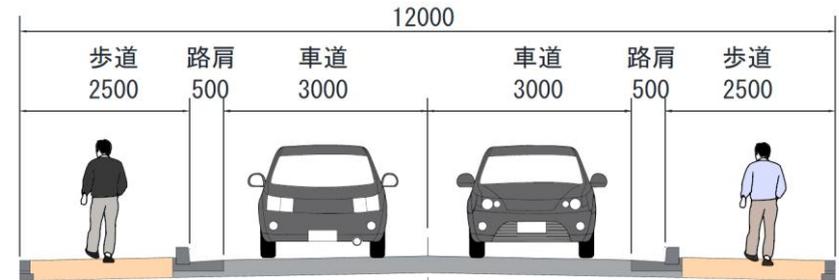
- ⇒ 車道：2車線とし、1車線の幅は3.0mとしています。
- ⇒ 停車帯：市街地内の道路であり、乗降や荷物の積み下ろしなど短時間の停車需要を考慮し、1.5mの停車帯を設けます。
- ⇒ 植樹帯：道路の景観向上、ヒートアイランド防止、交通騒音の低減、自動車排ガスの浄化、歩行者などの横断抑止、雨天時の水はね抑止などから、植樹帯を設けます。
- ⇒ 自転車歩行者道：自転車と歩行者が安全に通行できるようにします。

大船渡駅周辺地区土地区画整理事業区域内における明神前普金線の道路幅員は標準幅員12㍍（交差点部は幅員15㍍）として計画しています。

現況の幅員



変更後の幅員



歩道を2.5㍍に拡幅

※ 土地区画整理事業区域内は、交差点部であり、右折車線を整備するため、ほとんどの区域を15㍍の幅員で整備します。

計画幅員決定根拠

- ⇒ 車道：2車線とし、1車線の幅は3.0㍍としています。
- ⇒ 路肩：車道の側方余裕として0.5㍍の幅を車道端部に設けます。
- ⇒ 歩道：歩行者が安全に通行できる車道と分離した歩道を道路の両側に設けます。

4. 都市計画施設(道路)案の縦覧と意見書提出について

岩手県と大船渡市では、大船渡駅周辺地区土地区画整理事業に関連する都市計画道路の変更案を縦覧します。大船渡市に住所のある方または利害関係のある方は、縦覧期間中に意見書を提出することができます。

都市計画の変更案の縦覧

期 間：平成25年 1月11日(金)から25日(金)まで(土日・祝を含む)

午前 8時30分から午後 5時15分まで

場 所：大船渡市災害復興局土地利用課(市役所 3階)

※岩手県が決定する道路については以下の場所でも縦覧できます。(土日・祝を除く)

岩手県県土整備部都市計画課(県庁 7階)

沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター(大船渡合同庁舎分庁舎 2階)

意見書の提出

提出方法：岩手県が決定する道路については、岩手県県土整備部都市計画課へ、大船渡市が決定する道路については、大船渡市災害復興局土地利用課まで直接持参又は郵送(1月25日消印有効)にて提出してください。

提出様式：任意で構いませんが、都市計画の案に対する意見書であることが分かるように「意見書」と表記し、住所、氏名を記入してください。

意見書の扱い：提出された意見については、本案を都市計画審議会に付議するに当たり、その要旨を都市計画審議会に提出します。個別には回答しません。

(意見書の提出先・お問い合わせ)

岩手県県土整備部都市計画課	〒020-8570	岩手県盛岡市内丸10-1	TEL019-629-5889
大船渡市災害復興局土地利用課	〒022-8701	大船渡市盛町字宇津野沢15	TEL0192-27-3111(内344)

5. これまでの取り組みと今後の予定について

時期	取り組み（予定）	備考
平成24年10月29日	土地区画整理事業の都市計画決定 （事業区域の決定）	
11月27日～12月2日	土地の買い取りなどに係る説明会 （道路などの概要説明）	延べ397名参加
12月11日	都市計画施設（道路）の変更決定に 係る説明会	
平成25年1月11日～25日	都市計画案（道路）の縦覧・意見書 提出期間	2週間
2月中旬	岩手県都市計画審議会	
2月中旬	大船渡市都市計画審議会	
2月下旬	都市計画決定の告示	